

本文書は、内部検討用です。この情報は、インターネット(ホームページSNS等)やチラシ等には掲載しないで下さい。取組報告を載せる場合には「小金井市が検討項目と内容についての概要・方向性を明らかにした」等の標記をお願いいたします。

小金井市条例(案20170721)	
(条例名)	障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会をめざす小金井市条例
(前文)	<p>全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし依然として、障害のある人に対する誤解や偏見、及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。</p> <p>それに対して、市民一人ひとりが障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、だれもが等しく平等である小金井市を実現する第一歩となる。</p> <p>さて、2006年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が制定され、わが国でも2014年1月に国会で批准された。さらに国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、2016年4月1日から施行された。これからはこれらの条約や法のもとに、障害のある人もない人も一緒に考え行動し、社会の制度やあり方を見直していくことになる。そのために私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現をめざして、この条例を制定する。</p>

第1章 総則	
(目的)	
第1条	この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加のための支援等を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。
第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)	障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
(2)	社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
(3)	差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事及び正当な理由なく合理的な配慮をしないことをいう。
(4)	合理的な配慮 障害者が現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障害者が障害者でない者と同等に権利を行使できるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障害者の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更及び調整等の措置を行うことをいう。
(5)	虐待 次に掲げる行為をいう。
ア	障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
イ	障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際もしくは性的な行為を不当に制限し、もしくは生殖を不能にすること。
ウ	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。
オ	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
カ	保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(基本理念)	
第3条	障害者に対する差別をなくし、虐待を防止するための取組は、共生社会(障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会をいう。)を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。
2	障害者に対する差別をなくし、虐待を防止するための取組は、障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。
3	障害者に対する差別をなくすための取組は、差別する側とされる側がお互いを一方的に非難することにより行われるべきものではなく、共に学びそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。
(市の責務)	
第4条	市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念に基づき、障害者基本法(昭和45年法律第84号)その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加のための支援等を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
2	市は、障害者への差別をなくし、障害者虐待の未然防止と早期発見を図るため、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する正しい知識と理解を深めるよう普及啓発を行い、相談窓口や虐待通報受理窓口の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)	
第5条	市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
第2章 障害者の権利の擁護	
第1節 障害者への差別の禁止	
(差別の禁止)	
第6条	何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。
2	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
(相互理解の促進)	
第7条	市は、共生社会の推進に向けて市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。
2	市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する正しい知識と理解を深めるための教育の重要性を認識し、共生社会の推進に向けて相互に連携を図るものとする。

(特定相談)	
第8条	市民は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。
2	市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)	特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
(2)	特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
(3)	関係行政機関等への通告、通報その他の通知を行うこと。
(4)	次条の申立てに必要な支援を行うこと
3	市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下、「障害者総合支援法」という。)第89条の3の規定に基づく小金井市地域自立支援協議会を運営する同法第77条の2の基幹相談支援センター等に、前号各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。
4	特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、正当な理由なく、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(助言又はあっせんの申立て)	
第9条	障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。
2	障害者の保護者もしくは養護者又は障害者に関係する事業者もしくは関係機関その他関係者は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。
3	前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。
(1)	行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分取消しもしくは変更又は行政庁の行う事実上の行為の撤廃もしくは変更を求めるものであるとき。
(2)	申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあつては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)
(3)	現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。
4	第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。
(事案の調査)	
第10条	市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者等(市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項3号に規定する事業を行う者をいう。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
2	市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

(助言及びあっせん)	
第11条	市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、小金井市地域自立支援協議会設置要綱(平成19年4月1日制定)第1条に規定する小金井市地域自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問を求めるものとする。
2	自立支援協議会は、前項の諮問を求められた場合において、市長に助言又はあっせんの内容について意見したときは、市長は、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。
3	自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(勧告)	
第12条	市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。
第2節 障害者への虐待の禁止等	
(虐待の禁止)	
第13条	何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
(通報)	
第14条	市民並びに事業者及び関係機関(これらの従業員を含む。)は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。
2	前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報を受けた場合の措置等)	
第15条	市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、市から障害者虐待防止事業の委託を受けた小金井市障害者地域自立生活支援センターと連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。
2	市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、障害者総合支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。
(その他)	
第16条	その他障害者への虐待防止事業の実施に関して必要な事項は、要綱に定める。
第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援等	
(障害者等への総合的な支援等)	
第17条	市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための次の支援等を行うものとする。
(1)	乳幼児であるときから生涯にわたって障害者がその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。
(2)	障害者への保育・教育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育・教育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育・教育及び療育、並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。
(3)	障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な支援を講じなければならない。
(4)	障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。
(5)	災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。
(6)	意思疎通又は相互に情報を提供し、もしくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な支援を講じなければならない。
(7)	行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。
(8)	障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な支援を講じるよう努めなければならない。
(9)	道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。

(10)	後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。
(11)	成年後見制度及び前号の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。
(事業者の支援等)	
第18条	事業者は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等の課題解決のため、次の支援や配慮に努めるものとする。
(1)	障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において事業者は、市及び相談支援事業者と連携し、障害者に必要な居住するための安全な場所の提供に努めなければならない。
(2)	事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用等の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。
(3)	事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、もしくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
(4)	建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。
(障害者に対するインクルーシブ教育の実施等)	
第19条	市及び市が設置する学校は、障害者に対し、インクルーシブ教育を実施しなければならない。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える発達支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
2	市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
3	市及び市が設置する学校は、共生社会の推進における教育の重要性に鑑み、本市の教職員が障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級、並びに学校教育法施行規則第140条に規定する通級指導に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。
4	市は、学校教育及び社会教育の場において、障害及び障害者に対する理解と共生社会の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則	
第20条	この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。
付則	
<u>(施行期日)</u>	
1	<u>この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</u>
<u>(検討)</u>	
2	市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。
3	市長は、前項の規定による検討を加えるにあたっては、自立支援協議会において協議を行うものとする。